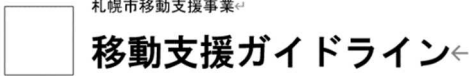
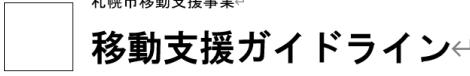


## 新旧対照表（移動支援ガイドライン）

改正前	改正後	備考
<p>表紙</p>  <p>札幌市移動支援事業</p> <p>移動支援ガイドライン</p> <p>【平成30年4月】</p> <p>9 移動支援に関するQ &amp; A</p> <p>Q18 通所途中に目的地へ向かう場合</p> <p><b>Q18 通所途中に目的地へ向かう場合</b></p> <p>通所先からプールまでの移動を私的契約で行った場合であれば、プールから自宅までの移動に移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A 本市では、『通年かつ長期にわたる外出』への利用を移動支援の対象とはしておらず、通所時に移動支援を利用することはできません。通所途中に目的地へ向かう場合で、一部分を私的契約等により支援したとしても、実質的には通所の支援に該当すると考えられるため、移動支援の対象とはなりません。</p>	<p>表紙</p>  <p>札幌市移動支援事業</p> <p>移動支援ガイドライン</p> <p>【令和6年4月】</p> <p>9 移動支援に関するQ &amp; A</p> <p>Q18 通所途中に目的地へ向かう場合</p> <p><b>Q18 通所途中に目的地へ向かう場合</b></p> <p>通所先から病院やプールまで移動する場合、通所先から自宅までの移動に移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A 本市では、『通年かつ長期にわたる外出』への利用を移動支援の対象とはしておらず、通所時に移動支援を利用することはできません。通所途中にプールといった目的地へ向かう場合で、一部分を私的契約等により支援したとしても、実質的には通所の支援に該当すると考えられるため、移動支援の対象とはなりません。<b>(例：対象とならない場合①)</b></p> <p>しかし、居宅が始点又は終点であって同一の移動支援事業所が支援を行うことを条件に、通所途中に病院や官公署、相談支援事業所へ向かう場合に限り、移動支援を利用することができます。<b>(例：対象となる場合②)</b></p>	<p>備考</p> <p>字句修正</p> <p>報酬改定に伴う要件の追加及び字句修正</p>

改正前

改正後

備考

